

校長及び教員としての資質の向上に関する指標

(2) 教頭・准校長及び校長としての資質の向上に関する指標

職 階		教 頭・准校長	校 長
		マネジメント力の向上	マネジメント力の発揮
資質能力にかかわる項目		校長を補佐し、管理職として教職員をとりまとめ、豊かな教職経験を活かして適切に学校経営を行う。	教育者として高い見識を持ち、学校のリーダーとして幅広い視野で学校経営を行う。
必要とされる素養	教育的愛情 使命感 責任感	○児童生徒への深い愛情と、教職への誇りを持って、児童生徒の教育にあたるとともに、教職員の行動の模範となることができる。また、強い使命感と責任感を持って、学校運営にあたることができる。	○児童生徒への深い愛情と、教職への誇りを持って、児童生徒の教育にあたるとともに、教職員の行動の模範となることができる。また、強い使命感と責任感を持って、学校運営にあたることができる。
	倫理観 コンプライアンス	○高い倫理観を持ち、コンプライアンスを常に意識して自らを厳しく律し、児童生徒や教職員の模範となる行動をとることにより、信頼される学校づくりを進めることができる。	○高い倫理観を持ち、コンプライアンスを常に意識して自らを厳しく律し、児童生徒や教職員の模範となる行動をとることにより、信頼される学校づくりを進めることができる。
	社会性 コミュニケーション力	○高い人権感覚を有し、保護者をはじめとした関係者、関係機関と誠意を持って対話し、信頼関係を築くことができる。また、情報共有を大切に、教職員との信頼関係を深め、人間関係が円滑で働きやすい職場づくりを進めることができる。	○高い人権感覚を有し、保護者をはじめとした関係者、関係機関と誠意を持って対話し、信頼関係を築くことができる。また、情報共有を大切に、教職員との信頼関係を深め、人間関係が円滑で働きやすい職場づくりを進めることができる。
	学び続ける意欲 探究心	○管理職として高い見識と広い視野を持ち、常に自分の姿を振り返りながら、自らの力量を高めるために継続的に研究や研鑽に励むことができる。	○管理職として高い見識と広い視野を持ち、常に自分の姿を振り返りながら、自らの力量を高めるために継続的に研究や研鑽に励むことができる。
管理職として必要とされるマネジメント力	教員の指導力向上	○校長が示すカリキュラム・マネジメントに基づく方針を理解し、校内研修を企画・運営する等、教員の指導力向上・授業改善の取組を組織的かつ計画的に推進するとともに、教員に授業改善に向けた適切な指導・助言ができる。	○学習指導要領等の理念の実現に向け、児童生徒の姿や地域の実情をふまえたカリキュラム・マネジメントを適切に行い、教員の指導力向上・授業改善の取組を組織的かつ計画的に推進するとともに、教員に授業改善に向けた適切な指導・助言ができる。
	学校経営	○校長が示す学校経営方針や学校教育目標の達成に向けて教職員が一丸となって取り組むことができるよう校内組織をまとめ、教職員の抱える課題を捉え、適切な指導・助言ができる。	○地域の特性や学校へ寄せられる期待等をふまえて、学校経営にかかる課題を的確に把握して学校経営方針や学校教育目標を設定し、その達成に向けて組織的に継続して取り組むことができる。
	危機管理	○学校を取り巻く危機管理について、家庭や地域、関係機関と連携し、危機発生時には、児童生徒の安全確保を最優先して、対応方針に沿って主体的に対応するとともに、教職員に的確な指示をすることができる。	○学校にかかる危機を想定して、日常から未然防止の対策を講じるとともに、危機発生時には対応方針を明確に示し、迅速かつ組織的に対応できる。
	チームワーク 人材育成	○教職員の能力や適性を的確に把握し、個々の特性を活かしながら、その伸長をはかるとともに、対話によって信頼関係を深め、チームとして機能するよう学校の体制を整えることができる。	○教職員の能力や適性を的確に把握し、必要な指導と支援によりその伸長をはかり、教職員が信頼関係を深め、チームとして機能する学校の体制を構築することができる。
	家庭・地域社会・関係機関との連携と協働	○地域とのつながりを深め、家庭、地域社会、関係機関の要望を的確に把握し、連携・協力を得ながら、自校の教育活動を進めることができる。	○家庭、地域社会、関係機関との信頼関係を築き、積極的に外部人材を活用する等、関係者の協力を得ながら自校の教育活動に必要な体制を構築することができる。
	ワーク・ライフ・バランス	○ワーク・ライフ・バランスの考え方にに基づき、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、心身ともに健康で誇りとやりがいを持って職務に専念できるよう、教職員の勤務時間や勤務状況等を把握し、必要に応じて相談に応じるとともに、適切な指導・助言ができる。	○ワーク・ライフ・バランスの考え方にに基づき、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、心身ともに健康で誇りとやりがいを持って働くことができる職場づくりを推進するため、教職員の勤務時間等の管理を適正に行うとともに、業務の改善や働き方の見直しを率先して行うことができる。
	グローバル教育・郷土教育	○児童生徒に豊かな国際感覚や郷土に対する愛着と誇りを育む教育活動を、学校の教育目標に沿って教職員が組織的に展開できるよう、適切な指導・助言ができる。	○児童生徒に豊かな国際感覚や郷土に対する愛着と誇りを育む教育活動を展開できるよう、学校の教育目標を設定し、教職員が組織的に取り組む体制を構築することができる。
	キャリア教育	○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につけるために、学校のキャリア教育の目標に沿って、保護者や地域、関係機関との連携を図りながら、教職員が組織的に取り組むことができるよう、適切な指導・助言ができる。	○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につけるために、キャリア教育の目標を設定し、保護者や地域、関係機関との連携を図りながら、教職員が組織的に取り組む体制を構築することができる。
	情報教育	○児童生徒に、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を育成するとともに、ICTを活用した効果的な指導が学校全体として進められるよう、教職員に必要な指導・助言をすることができる。	○児童生徒に、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を育成するとともに、ICTを活用した効果的な指導が学校全体として進められるよう学校教育目標を設定し、教職員全員が専門性を高めて取り組む体制を構築することができる。
	人権教育	○児童生徒が人権について正しい理解と認識を深め、偏見や差別をなくしていくという態度を身につけるため、地域と連携して教職員が人権教育を組織的かつ系統的に進めていけるよう、適切な指導・助言ができる。	○児童生徒が人権について正しい理解と認識を深め、偏見や差別をなくしていくという態度を身につけるため、学校の教育活動全体を通じて人権教育が総合的かつ系統的に展開できるよう、人権教育計画を策定し、保護者や地域、関係機関と連携しながら進めることができる。
特別支援教育	○全ての教職員が特別な支援を必要とする児童生徒への対応について見識を深めることができるよう、教職員に対して適切な指導・助言ができる。また、自校の状況を的確に把握し、保護者や地域、関係機関と連携するとともに、必要な支援等が組織的に行われるよう、教育体制を整えることができる。	○特別な支援を必要とする児童生徒への対応について深い見識を持ち、適切な指導や必要な支援が組織的に行われるよう、保護者や地域、関係機関と連携して、自校の教育体制を構築するとともに、教職員に対して適切な指導・助言ができる。	
外国人児童生徒教育	○全ての教職員が日本語指導が必要な児童生徒への対応や多文化共生について見識を深めることができるよう、教職員に対して適切な指導・助言ができる。また、自校の状況を的確に把握し、保護者や地域ボランティア、関係機関等と連携を図り、必要な支援等が組織的に行われるよう、教育体制を整えることができる。	○日本語指導が必要な児童生徒への対応や多文化共生について深い見識を持ち、適切な指導や必要な支援等が組織的に行われるよう、保護者や地域ボランティア、関係機関等と連携を図り、自校の教育体制を構築するとともに、教職員に対して適切な指導・助言ができる。	
いじめに関する事項	○いじめの防止及び早期発見・早期解決を図るため、学校いじめ防止基本方針に基づき、保護者や地域、関係機関等と連携して、組織的に対応することができるよう教職員をまとめることができる。また、いじめ事案が発生した際には、対応方針に沿って、問題解決に向けて組織的に対応できるよう、教職員に対して適切な指導・助言ができる。	○いじめの防止及び早期発見・早期解決を図るため、学校いじめ防止基本方針を策定し、保護者や地域、関係機関等と連携して、組織的に対応する学校体制を構築することができる。また、いじめ事案が発生した際には、対応方針を明確にし、問題解決に向けて率先して誠実に対応するとともに、教職員に対して適切な指示及び指導・助言ができる。	
不登校に関する事項	○不登校及び不登校傾向の児童生徒に対する深い見識を持ち、児童生徒や保護者に対する必要な支援や関係機関等との連携を行いながら、的確な対応ができるよう、教職員に対して適切な指導・助言ができる。	○不登校及び不登校傾向の児童生徒に対する深い見識を持ち、保護者や関係機関等と連携を行いながら、率先して的確な対応を行うとともに、教職員に対して適切な指導・助言ができる。	
防災に関する事項	○児童生徒が防災に関する知識を深め、危険を予測し回避する能力と自然災害に対応する力を身につけられるよう、自校の方針に沿って、保護者や地域、関係機関と連携しながら自校の防災教育を組織的な取組を進めるとともに、教職員に対して適切な指導・助言ができる。	○児童生徒が防災に関する知識を深め、危険を予測し回避する能力と自然災害に対応する力を身につけられるよう、防災教育の方針を定め、保護者や地域、関係機関と連携しながら組織的な取組を進めるとともに、教職員に対して適切な指導・助言ができる。	